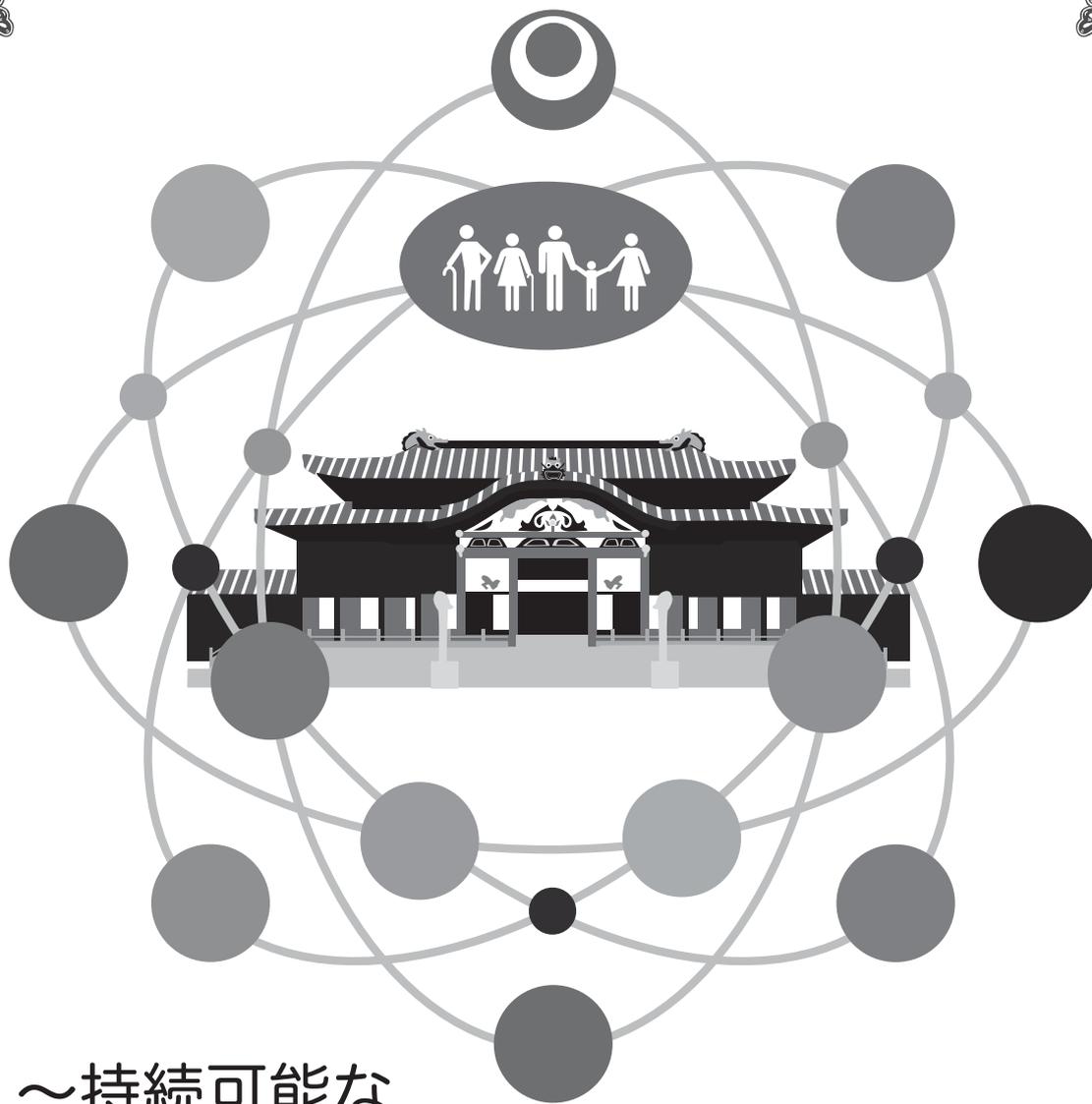


第四次沖縄県 生涯学習推進計画

令和4年度～令和13年度



～持続可能な

生涯学習社会の実現を目指して～

令和5年3月
沖縄県

あいさつ

はいさいぐすーよー、ちゅうがなびら。

沖縄県では、「新・沖縄 21 世紀ビジョン」の基本計画を元に、「多様な学びの享受に向けた環境づくり」として、学びと生きがいを支える多様な生涯学習環境の充実等に取り組んでおります。



人生 100 年時代や Society5.0 など、社会が大きく変化する中において、今後より多様で複雑化する課題と向き合いながら、誰ひとり取り残すことなく、一人ひとりが豊かな人生を送り、持続可能な社会を創るには、ICTなどの新しい技術も活用しつつ、全ての人々が生涯にわたって主体的に学び続けることが必要です。また、学んだ成果を社会や地域の課題解決等に生かすことができる生涯学習社会の実現に強い期待が寄せられています。

国においても、平成 30 年に「第 3 期教育振興基本計画」を策定し、2030 年以降の社会を見据えた教育指針を示すとともに、令和 2 年 9 月、第 10 期中央教育審議会生涯学習分科会において「多様な主体の協働と ICT の活用で、つながる生涯学習・社会教育～命を守り、誰一人として取り残さない社会の実現へ～」と題して、多様な主体との協働や ICT の活用による新しい時代の生涯学習の在り方が提示されました。

県では、これまで、平成 28 年度に定めた「第三次沖縄県生涯学習推進計画」に基づき、生涯学習の推進に向けた各種施策を展開してきたところですが、こうした国の動きや社会情勢の変化に対応するため、「新・沖縄 21 世紀ビジョン」や「沖縄県教育大綱」「多様な人材育成に関する万国津梁会議」等の趣旨も踏まえつつ、第 7 期沖縄県生涯学習審議会の答申を受け、このたび、新たに「第四次沖縄県生涯学習推進計画」を策定いたしました。

今後とも、県民の皆様をはじめ、市町村、関係機関・学校・地域社会等と連携し、持続可能な生涯学習社会の実現を目指して取り組んでまいりたいと考えておりますので、一層の御理解と御支援をお願い申し上げます。

ゆたさるぐとう、うにげーさびら。

令和 5 年 3 月

沖縄県知事 玉城 デニー

第四次 沖縄県生涯学習推進計画

第1部 生涯学習推進計画の基本的な考え方

第1章 生涯学習推進計画の策定について

第1節	計画策定の趣旨	1
第2節	計画の性格	1
第3節	計画の基本方向	1
第4節	計画の期間	2
第5節	計画の構成	2

第2章 生涯学習推進の基本方向

第1節	生涯学習とは	3
第2節	生涯学習・社会教育をめぐる状況	4
第3節	基本目標	6
第4節	推進の方向性	6
第5節	生涯学習推進体制の整備	7

第2部 生涯学習推進の具体的取組

第1章 生涯にわたる学びの機会の充実

第1節	家庭教育の充実	9
第2節	包摂的な生涯学習機会の提供	10
第3節	多様な体験・交流活動の場の充実	12
第4節	健康づくり、スポーツ活動の推進	13
第5節	文化活動の推進	14
第6節	国際交流・協力の推進	15
第7節	ボランティア活動の推進	17
第8節	職業に関連した学習機会の提供	18

第2章 学びを高めるつながりづくり

第1節	多様な主体との連携・協働の推進	19
第2節	学校・家庭・地域の連携・協働の推進	21

第3章 学びを生かした地域づくり

第1節	地域を核とした連携による「地域コミュニティづくり」	22
第2節	学びの成果を生かす取組の推進	23
第3節	人と自然が共生するまちづくり	24

第4節	歴史・文化を生かしたまちづくり	25
第5節	福祉と安全のまちづくり	26
第6節	男女共同参画の推進	28

第3部 生涯学習推進体制及び学習環境の整備

第1章 社会教育施設の充実強化

第1節	図書館と読書活動	30
第2節	青少年教育施設と体験活動	31
第3節	公民館・公民館類似施設の充実	32
第4節	博物館・美術館の活用	33
第5節	その他の生涯学習関係施設	34

第2章 生涯学習推進センターの充実強化

第1節	生涯学習推進センター機能の一層の充実	37
第2節	生涯学習推進センターのプラットフォームの構築	37

第3章 ICT等技術の活用

第1節	デジタル社会において必要なリテラシー・スキルの向上	39
第2節	デジタル社会における学びの充実	40
第3節	デジタル社会における学びの仕組みの構築	41
第4節	デジタル社会の障壁への対応	42

第4章 学びを支える人づくり

第1節	社会教育主事有資格者の養成及び市町村における社会教育主事の配置	43
第2節	家庭教育支援者の養成・スキルアップ	43

第5章 生涯学習・社会教育関係機関の充実や連携・協働

第1節	大学等高等教育機関との連携	44
第2節	民間教育機関・企業・NPO等との連携	45
第3節	社会教育関係団体との連携による青少年育成・地域活性化	45

第1部 生涯学習推進計画の基本的な考え方

第1章 生涯学習推進計画の策定について

第1節 計画策定の趣旨

人生100年時代や Society5.0*1など、社会が大きく変化する中であって、今後より多様で複雑化する課題と向き合いながら、一人ひとりが豊かな人生を送るには、ICTなどの新しい技術も活用しつつ、生涯にわたって主体的に学び続ける必要がある。

また、「持続可能な生涯学習社会の実現」を図るためには、家庭、学校、地域、職場における多様な学びの機会を関係部局・機関との連携によって充実させることがより一層求められている。

そのため、本県の生涯学習における今後の具体的な施策、事業を展開するにあたって、「第四次沖縄県生涯学習推進計画」を策定するものである。

第2節 計画の性格

- (1) この計画は、「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」に掲げる将来像の実現に向け、総合行政として県の全部局が一体となって生涯学習を推進するための基本方針とするものであり、「沖縄県教育振興基本計画」をはじめとする各種計画との整合を図っている。
- (2) この計画は、県、市町村、関係団体等の役割を明らかにし、行政、学校、家庭、地域住民、様々な関係団体が連携・協力して全県的に生涯学習の推進を図る指針とするものである。

第3節 計画の基本方向

- (1) 教育基本法第3条「生涯学習の理念」及び第13条「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」を重視し、「学校教育」と「社会教育」の連携を強化する。

*1 Society 5.0 我が国が目指すべき未来社会として、第5期科学技術基本計画(H28.1閣議決定)において、国が提唱したコンセプト。狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く社会であり、具体的には、「サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会」と定義される

- (2) 国の「教育振興基本計画」(平成30年6月策定)、「第10期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理 多様な主体の協働とICTの活用で、つながる生涯学習・社会教育 ～命を守り、誰一人として取り残さない社会の実現～」(令和2年9月)及び「第11期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理 ～全ての人のウェルビーイングを実現する、共に学び支え合う生涯学習・社会教育に向けて～」(令和4年8月)を基本的な柱とする。
- (3) 「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」(令和4年5月)、「沖縄県教育大綱」(令和4年12月)及び「沖縄県教育振興基本計画」(令和4年7月)との整合性・連動性を図る。
- (4) 令和2年度「多様な人材育成に関する万国津梁会議」最終報告(令和3年3月15日)及び令和3年度「多様な人材育成に関する万国津梁会議」最終報告(令和4年3月29日)の内容を踏まえる。
- (5) 沖縄県社会教育委員の会議(答申)「新しい地域づくりの担い手の育成に向けて～今後の青少年教育施設の在り方について～」(令和3年3月)の内容を踏まえる。
- (6) 第七期沖縄県生涯学習審議会(答申)「新しい時代の生涯学習の広がりと充実に向けて～生涯学習の機会の促進等について～」(令和4年6月)の内容を反映させる。

第4節 計画の期間

本計画は、令和4年度から令和13年度までの10年間とする。
なお、社会情勢や教育を取り巻く状況の変化等に対応するため、5年後を目途に必要な応じて見直しを検討する。

第5節 計画の構成

本計画は、「総論」として第1部で生涯学習の推進に向けた考え方や方向性を示し、「各論」として第2部で各部局が行う「具体的取組」について、第3部で「具体的取組」を効果的に展開するための体制及び学習環境の整備についてまとめた3部で構成されている。

- 第1部 生涯学習推進計画の基本的な考え方
- 第2部 生涯学習推進の具体的取組
- 第3部 生涯学習推進体制及び学習環境の整備

第2章 生涯学習推進の基本方向

第1節 生涯学習とは

「生涯学習」とは、一般には人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行う学習の意味で用いられている。

また、教育基本法第3条において、生涯学習の理念として、「国民一人ひとりが、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と明記されている。

昨今、「人生100年時代の社会人基礎力」、「生涯の学びを支える力」とも言われる「非認知能力」*2の重要性が認識されてきており、それぞれの学びの場や機会において育成されることが求められている。

（家庭での学び）

教育基本法では、「第10条 家庭教育」を設けて、父母その他の保護者が、子の教育について第一義的な責任を有することや、国や地方公共団体の役割として保護者に対する学習機会の提供・支援について明記している。

子どもの基本的な生活習慣・生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、思いやりや善悪の判断、自尊心や自立心、社会的なマナーなどを身につける上で、家庭教育は重要な役割を担っており、行政による家庭教育支援の充実が求められている。

（学校での学び）

生涯学習における学校教育の役割は、学習者が生涯にわたって、能動的に学び続けることができるようにするための基礎を培うことである。

学校教育においては、「確かな学力」「豊かな人間性」「健康と体力」の育成をとおして、生涯学習の基礎的な資質である「生きる力」を育むことが求められている。

（地域での学び）

多くの地域において、人口減少による活力低下や様々な課題がある中、人々が安心して心豊かな生活を送ることができる地域づくりが求められており、その実現のためにも地域における豊かな学びの機会が重要である。

*2 非認知能力 非認知能力とは、主に意欲・意志・情動・社会性に関わる3つの要素(①自分の目標を目指して粘り強く取り組む、②そのためにやり方を調整し工夫する、③友達と同じ目標に向けて協力し合う。)からなる
中央教育審議会 初等中等教育分科会 幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会(2021. 7. 14)

また、地域住民が、学びを通じて市民意識を高め、必要な知識・技術等を身につけ、その成果を社会参画や社会貢献の活動につなげていけるようにするための実践的な学習機会の提供が重要である。

(職場での学び)

職場においては、職業人としての資質向上や安全衛生教育、自己啓発活動への支援等の学習活動を推進することが重要であり、勤労者が生き生きと働き、生活することができるような環境整備を図る必要がある。

(社会人の学び直し)

社会の変化の激しい時代においては、社会人となった後も、新たな知識や技能、教養を身につけることが重要である。特にマルチステージの人生では、職場や職種の変換を経験する機会も増える可能性が高まるため、社会人の学び直し(リカレント教育)の推進がより一層求められている。

第2節 生涯学習・社会教育をめぐる状況

(1) これまでの計画との関連

「第一次沖縄県生涯学習推進計画」(平成7年度～13年度)は、「心豊かな生涯学習社会“おきなわ”」を形成するための基本的な考え方、施策の方向を示したものである。

「第二次沖縄県生涯学習推進計画」(平成14年度～23年度)は、第三期沖縄県生涯学習審議会の「生涯学習時代における開かれた教育のあり方について(平成13年9月)」に基づき、「潤いと生きがいのある生涯学習社会“おきなわ”」の形成を目指して、より具体的な施策、事業を盛り込んだ各論的な計画であった。

「第三次沖縄県生涯学習推進計画」(平成24年度～33年度)は、これまでの計画及び第五期沖縄県生涯学習審議会の「時代の変化に対応する本県生涯学習施策(第三次生涯学習推進計画)の方向性について～学校・家庭・地域住民等の連携をとおした地域コミュニティづくり～」(平成23年11月)を受けて、施策の方向、取組を盛り込んだ計画であった。

また、第六期沖縄県生涯学習審議会の第一次提言(平成28年7月)及び第二次提言(平成28年11月)を受け、平成29年3月に「第三次沖縄県生涯学習推進計画(後期)」を策定した。

今回の「第四次生涯学習推進計画」は、第七期沖縄県生涯学習審議会(答申)「新しい時代の生涯学習の広がり」と充実に向けて～生涯学習の機会の促進等

について～」(令和4年6月)等を受け策定したところである。

(2) 国の方向性

○「第3期教育振興計画」(平成30年6月)では、生涯にわたる「可能性」と「チャンス」の最大化に向けた視点と、教育政策を推進するための基盤に着目し、「生涯学び、活躍できる環境を整える」を方針のひとつに掲げ、次の4つを教育政策の目標とした。

1. 人生100年時代を見据えた生涯学習の推進
2. 人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進
3. 職業に必要な知識やスキルを、生涯を通じて身につけるための社会人の学び直しの推進
4. 障害者の生涯学習の推進

○第10期中央教育審議会生涯学習分科会では、第9期の「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について(答申)」(平成30年12月21日)を踏まえつつ、人生100年時代やSociety5.0など、社会の変化や課題を踏まえた新しい時代の生涯学習の在り方などが議論され、令和2年9月「多様な主体の協働とICTの活用で、つながる生涯学習・社会教育～命を守り、誰一人として取り残さない社会の実現へ～」として、学びの活動をコーディネートする人材の育成や活用、個人の成長と社会の発展につながるリカレント教育などを推進方策としている。

○第11期中央教育審議会生涯学習分科会では、令和4年8月に、「～全ての人のウェルビーイングを実現する、共に学び支え合う生涯学習・社会教育に向けて～」において、生涯学習・社会教育が果たしうる現代的な役割を明確にするとともに、社会教育の担い手となる社会教育主事・社会教育士や公民館の社会教育施設に関する今後必要と考えられる振興方策等について次のとおりとし、整理を行っている。

1. 公民館等の社会教育施設の機能強化
2. 社会教育人材の養成、活躍機会の拡充
3. 地域と学校の連携・協働の推進
4. リカレント教育の推進
5. 多様な障害に対応した生涯学習の推進

(3) 本県の状況

生涯学習に関する施策を総合的に推進するため、知事を本部長、副知事を副本部長とする「沖縄県生涯学習推進本部」を設置している。本部では、生涯学習に関連する事業の総合調整、奨励及び普及に関すること等を行うとともに、これまで三次にわたる沖縄県生涯学習推進計画を策定してきた。

また、県民の学習ニーズに応える学習機会の充実を図るため、「沖縄県生涯学習推進センター」において、生涯学習に関する支援、相談、研修等を行っている。

さらに、生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項を調査するために「沖縄県生涯学習審議会」を、社会教育に関する諸計画の立案や研究調査するために「沖縄県社会教育委員の会議」を設置している。

加えて、生涯学習に関する県民意識調査を5年に1度実施し、県民のニーズを施策へ反映できるよう努めている。

(4) 市町村の状況

市町村における状況としては、生涯学習推進体制組織の設置率*3は、令和4年2月時点で77%(平成28年より6ポイント増)となっている。

今後、各市町村において生涯学習を推進するためには、社会教育行政が地域の多様な主体と、より積極的に連携・協働して取組を進めていく「ネットワーク型行政」を実施するための環境整備が必要である。

第3節 基本目標

「持続可能な生涯学習社会の実現を目指して」

2015年9月の国連サミットにおいて採択された、「持続可能な開発目標」(SDGs)は、地球上の「誰一人として取り残さない(leave no one behind)」をテーマに、持続可能な世界を実現するための国際目標が定められた。この目標は、誰一人として取り残さない「包摂性」やすべてのステークホルダーが役割を持つ「参画性」、社会・経済・環境に統合的に取り組む「統合性」等が特徴とされている。また、17の目標のひとつに「全ての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」ことが挙げられており、本県においても「持続可能な生涯学習社会の実現」を基本目標として取り組むこととした。

第4節 推進の方向性

前節で掲げた基本目標に向けて取り組むにあたっては、社会の激しい変化への対応や障害のある人や高齢者も含めたすべての人々が、いつでも、どこでも学ぶことができる生涯学習社会の実現を念頭に、以下の4つの方向性で推進する。

*3 生涯学習推進体制組織の設置率

設置率は、各市町村の調査項目(7つ)の達成状況で、全41市町村平均達成率である。

- 項目： ①主管課の設置、②推進本部等の有無、③答申等の有無、
④生涯学習振興計画等の策定、⑤生涯学習中心施設等の有無、
⑥教育の日の設定、⑦フェスティバル・シンポジウム等の実施(文科省の調査項目と同様)

(1) 新しい時代の生涯学習社会の構築

人生 100 年時代を踏まえたマルチステージ(多様で豊かな生き方・暮らし方 ICT (情報通信技術)等の先端技術を取り入れた Society5.0、誰一人として取り残さない「持続可能な開発目標」(SDGs)など社会の変化や課題を踏まえた新しい生涯学習社会の構築を図る。

(2) 生涯学習の現状の調査・分析

社会の激しい変化や多様な生涯学習の現状を捉えるために、「生涯学習審議会」「社会教育委員の会議」「学校・家庭・地域の連携協力推進事業推進委員会」「おきなわ県民カレッジ運営委員会」等を活用し、委員である有識者や社会教育・生涯学習関係者による調査・分析等を行う。

(3) 総合的な教育施策としての生涯学習の推進

教育基本法に定める生涯学習の理念の実現に向け、学校教育と社会教育を通じた包括的で一貫した教育施策として生涯学習を推進していく。

(4) 市町村及び関係機関との連携・協働による生涯学習の推進

「いつでも」「どこでも」「誰でも」学べる生涯学習社会を実現するため、市町村等の行政、学校や大学、社会教育関係団体、民間教育機関、企業、NPO 等多くの関係機関・団体等と更なる連携・協働を推進する。

今後は、これらの県や市町村及び関係機関・団体等が培ってきた取組や情報を沖縄県生涯学習推進センターに集約し、学習情報等を発信する仕組みの強化を図る。

また、情報共有を継続的に行い、市町村及び関係機関・団体等の「よさ」を生かした新たな連携・協働や島しょ性等の地域性も踏まえた生涯学習推進体制を構築する。

第5節 生涯学習推進体制の整備

(1) 県の役割

県の役割は、県民の生涯にわたる学習を県全体として推進することである。そのためには、県主催事業を実施するほか、市町村、その他関係機関への支援、相互協力を行う必要がある。

○新しい時代の要請に応える生涯学習推進体制の整備
(デジタル化への対応)

○生涯学習推進本部や事務局体制の活性化

○生涯学習推進センターの機能充実、強化

○様々な関係機関が行っている学習情報等を発信する仕組みの強化

○生涯学習推進ための人材育成

(2) 市町村の役割

市町村の役割は、当該市町村民の生涯にわたる学習を当該市町村全体として推進することのほか、各公民館、その他関係機関の支援、相互協力を行う必要がある。

- 市町村における生涯学習推進体制の整備
- 住民のニーズに沿った学習機会の提供
- 県行政、関係機関、民間(企業等)とのネットワーク構築
- 生涯学習推進ための人材育成

(3) 関係機関との連携

生涯学習の推進体制を構築するためには、県、市町村、学校、大学等高等教育機関、社会教育関係団体、民間教育機関、企業、NPO 等の関係機関との連携を強化し、多様な生涯学習を支援する支援者、「学び」を支える指導者、人材の育成や活用等について、協議を行う必要がある。

第2部 生涯学習推進の具体的取組

第1章 生涯わたる学びの機会の充実

社会の変化に対応しながら、健康で生きがいのある生活を送るために、誰もが、いつでも、どこでも、生涯をとおして学ぶことができるよう、学びの機会の充実を図る必要がある。

第1節 家庭教育の充実



家庭教育は、保護者が子どもに対して行う教育のことであり、全ての教育の出発点である。

子どもの基本的な生活習慣・生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、思いやりや善悪の判断、自尊心や自立心、社会的なマナーなどを身につける上で、家庭教育は重要な役割を担っている。

(現状と課題)

- 近年の子どもを取り巻く環境が大きく変化する中で、家庭や地域の教育力が低下し、子どもたちの生きていく上で基本となる生活習慣やしつけ、倫理観や社会性が十分育まれていない現状がある。
- 子どもの基本的な生活習慣の確立、規範意識の醸成に向け、教育機能の充実を図るとともに、家庭や地域が主体的に取り組む教育の諸課題について、学校、行政が支援する仕組みを構築する必要がある。

(施策の方向と主な取組)

① 家庭教育支援活動の充実

子どもたちの健やかな育ちを支え、保護者が安心して家庭教育を行うことができるよう、地域において主体的に家庭教育支援の取組を行う「家庭教育支援チーム」の各市町村教育委員会等への設置を促進するとともに、家庭教育支援者等の地域における人材を活用した支援の充実に取り組む。

また、幼児期から、自己肯定感や協同性といった非認知能力の育成が重要であることから、講座や研修会をとおして保護者等への理解を深めるとともに保護者自身の非認知能力を養う。

- ◆家庭教育支援者の養成
- ◆家庭教育講座の開催

② 家庭教育に関する相談体制の充実

多様化・複雑化する家庭からの相談に対応するための相談員等の資質向上に加え、保護者や子どもが気軽に相談できる体制の充実に取り組む。

- ◆親子電話相談の実施
- ◆親子電話相談員研修会の開催

③ 広報活動の充実

県民が家庭教育支援に対する理解を深めるため、引き続き、や～なれ～運動*4を推進するなど、広報活動等の充実に取り組む。

- ◆ウェブサイト「まなびネットおきなわ」を活用した情報発信
- ◆夢実現「親のまなびあい」プログラム冊子版のデータ提供

第2節 包摂的な生涯学習機会の提供



「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会を目指す過程において、一人ひとりが排除されたり差別されたりすることなく、社会の一員として認められ、個性を發揮し、幸せに生活できるように社会全体で取り組むことが重要である。そのためには、社会的に孤立しがちな人々、特に、様々な困難を抱える家庭や子どもたち、外国人、ひきこもりなど問題を抱える者、高齢者、障害のある人等に対して、地域や家庭及び教育、医療、雇用など各分野の関係機関等と連携し、誰もが共に学び合う場や機会の充実に取り組むことが必要である。

(現状と課題)

- 障害のある人を含め、誰もが積極的にスポーツ・レクリエーション、文化芸術活動等を楽しめるよう、情報発信、活動支援、拠点づくりなどの環境整備を市町村や地域・関係者と連携して推進する必要がある。
- 高齢者自らが生きがいをもって地域と関わりながら、生活する社会を構築するため、高齢者の自主的な取組を支援するとともに、地域活動等へより多くの高齢者が参加できるような取組が必要である。
- 本県は、ニートや不登校の比率が全国と比べて多い状況にあり、ひきこもり、いじめ問題も含め、これらの社会生活を円滑に営む上で困難を有する

*4 や～なれ～運動

- 1 「や～なれ～る ふかなれ～」 沖縄の黄金言葉（くがにことば）「家庭のしつけや習慣が、外に出たときの鏡（かがみ）となる」が名称の由来
- 2 家庭教育の必要性、重要性を伝える啓発活動を充実させ、家庭教育に取り組む環境を学校・家庭・地域が一体となり整えるための運動

子ども、若者について、地域や家庭及び教育、医療、雇用など各分野の関係機関等が連携し総合的に支援する体制を整備する必要がある。

(施策の方向と主な取組)

① 障害のある人の生涯を通じた学習活動の支援

障害のある人の生涯学習については、障害の特性や合理的配慮についての学びをとおして、障害に関する理解を促進し、障害のある人の学習機会の充実に向けた環境づくりを進める。特に、学校と地域が連携・協働のもと、障害のある子どもの成長を地域ぐるみで支え見守る体制の推進と、学校から学校卒業後の社会参加・参画において、切れ目のない支援体制構築による学習の機会やスポーツ文化活動の機会を促進していく。

- ◆学校教育における交流及び共同学習の推進
- ◆学校卒業後における障害のある人の学びの場づくり
- ◆生涯学習分野における合理的配慮の推進
- ◆障害のある人の個別ニーズを踏まえた、学びに関する相談支援体制の整備
- ◆障害のある人のスポーツ及び文化芸術活動の推進
- ◆企業及び障害者就業・生活支援センター等との連携による働く場の推進
- ◆デジタル社会におけるアクセシビリティ*5指針に基づいた情報保障と学びの機会均等の推進

② 高齢者の多様な活動支援

活力ある高齢社会の実現に向けて、豊富な経験や知識、技術を持った高齢者の社会参加活動を促進するとともに、高齢者が地域社会を支える一員となるように、地域活動やスポーツ・文化活動など多様な活動の支援に取り組む。

- ◆かりゆし長寿大学の運営
- ◆老人クラブ等の活動支援
- ◆シルバー人材センター等への支援

③ 在住外国人等への支援及び外国人児童生徒への学習機会の提供

地域社会や公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団等と連携し、多言語や「やさしい日本語」による情報発信、在住外国人の地域社会参画への支援等に取り組む。また、公立学校における日本語指導が必要な児童生徒への効果的な指導法の構築と受け入れ体制の充実を図る。

*5 アクセシビリティ：高齢者や障害の有無などにかかわらず、すべての人が容易に機器・サービスを円滑に利用し、開かれた情報通信の世界へアクセスできること

- ◆県立学校への日本語指導 ICT 機器（翻訳機）の配布
- ◆専門家による講演会等の実施
- ◆日本語指導教員の配置

④ ひきこもり支援の推進

ひきこもりの状態にある方やその家族が必要な支援が受けられるよう、専門相談窓口の周知や当事者が相談しやすい環境づくりに取り組む。

- ◆ひきこもり相談窓口の周知

⑤ 人権教育の推進

学校教育及び社会教育を通じて、互いの個性を認めあい、人権が尊重される社会づくりに向けて、人権意識の高揚・啓発に取り組む。

- ◆人権教育講演会や研修会の開催
- ◆「人権の日」、「人権週間」の普及・啓発

第3節 多様な体験・交流活動の場の充実



体験活動は、人づくりの「原点」とも言われ、直接自然や人・社会等と関わる活動を行うことにより、五感を通じて何かを感じ、学ぶ取組を広く包含している。少子化や核家族化、デジタル化が進む中で、リアルな体験活動や交流活動がより重要視されている。

（現状と課題）

- 地域社会や家庭を巡る問題が深刻化している中、多様な価値観を持った人々との交流や体験の減少等を背景として、子どもたちの規範意識や社会性、自尊心に関する課題等が指摘されている。
- 豊かな心と生まれ育った地域に誇りをもつ健全な青少年を育成していくため、多様な体験・交流活動をとおしてより多くの人々と触れあう機会の充実を図る必要がある。

（施策の方向と主な取組）

- ① 多様な学習機会の創出及び提供
 - 県民が地域の自然環境、歴史、文化等に親しむとともに、本県の魅力に対する認識を深める中で、様々な課題等について、主体的に学べるよう、学校・地域における自然体験学習や読書活動等の多様な学習活動の充実に取り組む。
 - ◆御万人すりていクリーン・グリーン・グレイシャス(CGG)運動の推進
 - ◆「子ども読書の日」記念事業、「文字・活字文化の日」記念事業の実施

◆沖縄の自然・歴史・文化・芸術と結びつけた体験学習の実施

② 社会教育施設等における活動の推進

幅広い世代の住民が交流し、その地域の身近な学習の場として多様なニーズに答えられるよう、公民館、図書館、青少年教育施設等の地域のコミュニティの核となる社会教育施設の学習環境の充実に取り組む。

◆青少年教育施設における各種体験活動の実施

◆「子ども読書の日」記念事業、「文字・活字文化の日」記念事業の実施

◆沖縄の自然・歴史・文化・芸術と結びつけた体験学習の実施

第4節 健康づくり、スポーツ活動の推進



心身ともに健康であることは、豊かで充実した人生を営むための土台となる。特に現代社会においては、生活環境や食生活の変化などにより、健康づくりへの関心が高まっている。

このような状況の中、スポーツは、心身の健康保持増進、社会・経済の活力の創造など、生活において多面にわたる役割を果たすものである。

(現状と課題)

- 本県では男女ともに肥満率が高く、メタボリックシンドロームや生活習慣病の増加が懸念されるほか、健康診断の受診率が低いことなどが課題となっている。このため、生活習慣病予防についての知識を普及させるとともに、県民が自らの食生活の改善や運動習慣の定着など、健康的な生活を実践できるよう働きかけていく必要がある。
- 生涯スポーツの推進については、「県民の体力・スポーツに関する意識調査」（令和3年度）によると、週1日以上スポーツをする割合は58.3%と、全国平均の56.4%と比べて1.9ポイント高い状況にある。男女別でみた場合は、男性の実施率63.2%に対して、女性は54.3%と約9ポイントの開きがある。

(施策の方向と主な課題)

① 県民一人ひとりの健康づくり活動の定着

日常生活における継続的な健康づくりに向けて、県民一人ひとりが健康の大切さを自覚して行動することを促すため、健康づくりに関する正しい知識の普及啓発等に取り組む。

◆健康診断や特定健診の受診率向上及び食生活改善や適度な運動習慣等実践に向けた環境整備

◆学校における食育の推進

- ◆教員への健康教育研修の実施
- ◆薬物乱用防止啓発活動及び薬物乱用防止教育の推進

② 県民一人ひとりが参加する生涯スポーツの推進

総合型地域スポーツクラブをはじめとした地域スポーツ環境を充実させ、県民の運動・スポーツをする機会創出を図り、生涯スポーツ社会の実現に取り組む。また、市町村やスポーツ・レクリエーション関連団体等と連携しながら、年齢、性別、障害の有無等に関わらず、様々な世代や個人が持つ多様性に応じて、広くスポーツ・レクリエーションに参画できる環境の構築、スポーツ・レクリエーション参加の機会拡充に取り組む。さらに、生活習慣病や肥満の予防など県民の健康寿命の延伸のため、スポーツ・レクリエーションを通じた健康維持増進に取り組む。

- ◆安全で良好なスポーツ環境の整備
- ◆スポーツ・レクリエーションの場の確保
- ◆共生社会におけるスポーツ参加の促進
- ◆スポーツ・コンベンションの推進と県民がスポーツをする機会の充実

第5節 文化活動の推進



文化芸術は、地域の伝統行事、芸能、民俗、文化財、生活文化等の分野から高度な芸術活動に至るまで、範囲が広く、長い歴史の中で育まれてきた。人々の心の潤いを与え、生きがいをもたらす文化活動は、人々の交流を生み出すとともに、それ自体が生涯学習である。

また、県民が文化や芸能に触れ、それらについて知識を深めることは、自らのルーツに触れることであり、ウチナーンチュとしてのアイデンティティ形成に寄与する。

(現状と課題)

- 沖縄文化の基層である「しまくとぅば」を次世代へ承継することは極めて重要であるが、挨拶程度以上使う人の割合が減少するなど、今後どのように話者を増やしていくのかなどの課題に取り組む必要がある。
- 子どもたちをはじめ多くの県民が国内外の優れた文化芸術を鑑賞する機会を確保するため、文化創造活動の尊さや芸術がもたらす感動を体感できる環境づくりが必要である。

(施策の方向と主な取組)

- ① 各地域におけるしまくとぅばの保存・普及・継承の促進
しまくとぅば普及の中核的機能を担う「しまくとぅば普及センター」を

中心に、関係機関や関係団体と連携を図り、各地域のしまくとぅば養成講座や出前講座等の実施に取り組む。

- ◆しまくとぅば講師養成講座の実施
- ◆しまくとぅば出前講座の実施
- ◆しまくとぅば検定の実施

② 県民の文化芸術活動の充実

高齢者や障害のある人、青少年をはじめ広く県民が、国内外の優れた文化芸術を鑑賞できる機会を拡充し、文化創造活動の尊さや芸術がもたらす感動を体感できる環境づくりに取り組む。また、「こころの芸術・文化フェスティバル」、「身体障害者福祉展」等の開催をとおして、青少年や障害者等の文化活動の活性化に取り組む。

- ◆地域伝統芸能を集めた公演の開催
- ◆地域や島でのシンポジウムや座談会の開催
- ◆児童生徒対象の組踊・沖縄伝統芸能の実演家によるワークショップの実施
- ◆児童生徒への芸術鑑賞機会の提供
- ◆沖縄県芸術文化祭の実施

第6節 国際交流・協力の推進



国際交流や協力活動は、それ自体が学習としての側面を持つだけでなく、海外との新たな交流が生まれ多様な国々の文化を理解した、国際的な視野を持った人材の育成や、世界に開かれた交流と共生の島・沖縄を形成すること及び地域の活性化につながる事が期待できる。

(現状と課題)

- 世界に広がる県系人をはじめとするウチナーネットワークは、国際交流・協力の架け橋として大きな役割をはたしているが、世代交代が進むなかで、次世代の担い手の育成やネットワークの継承・発展が課題となっている。
- 世界と共生する地域の形成のため、児童生徒への英語教育の充実、様々な分野において留学生や研修生を海外へ派遣するなど、国際理解を促進するとともに、主体的に行動できる国際感覚に富む創造性豊かな人材の育成に取り組む必要がある。
- 本県の外国人登録数は令和2年6月末現在において2万591人となっており、国籍や民族に関係なく誰もが安心して暮らせる社会の構築に向け、県民の異文化・国際理解の向上など、海外からの移住者・滞在者増加に対応した環境づくりに取り組む必要がある。

(施策の方向と主な取組)

① 国内外のウチナーンチュとの絶え間ない交流

国内外県人会や市町村、民間交流団体等との連携の下、10月30日の「世界のウチナーンチュの日」にちなんで世界各地で実施する沖縄に関する様々な取組等を通じて、世界のウチナーネットワークの強化を図るとともに、県民や県系人等に対し、移住・移民の経験や困難を克服してきた歴史や沖縄の文化等に対する理解促進を図りつつ、次世代の担い手の育成や県系人のルーツ調査など、世界のウチナーネットワークの継承・発展に取り組む。

- ◆ウチナーネットワークの強化推進
- ◆出前講座の実施
- ◆国内・海外県系人子弟と県内学生との交流
- ◆国内外の県人会との連携
- ◆移民ルーツ調査及び資料収集

② 交流の架け橋となる人づくり

児童生徒に対する外国語教育及び国際理解教育の充実を図るため、様々な分野における留学生や研修生の海外派遣など国際理解の促進と主体的に行動する国際感覚に富む創造性豊かな人材の育成に取り組む。

- ◆高校生対象留学事業
- ◆高校生対象海外短期研修
- ◆アジア高校生とのオンラインでの国際交流

③ 県民の異文化理解・国際理解の促進

市町村や関係団体と連携した県民向けのシンポジウムの開催、JICA 沖縄主催のおきなわ国際協力・交流フェスティバルへの参画、県民の文化・教育の交流等をとおして、お互いの文化や習慣を理解し合うための環境づくりに取り組む。また、県内に在住する外国人に、国際交流・国際親善、日本・沖縄の社会や文化等について日本語で意見を発表する場を提供し、共生社会のあり方を互いに考え合う機会をつくり出すことにより、県民の異文化理解・国際理解の促進に取り組む。

- ◆多文化共生推進に向けた県民向け取組の実施
- ◆国際協力・交流フェスティバルとの連携
- ◆国際交流員による異文化理解促進(県内小中高へ国際交流員を派遣し異文化の紹介等を行う出前授業・講座等の実施)
- ◆日本語弁論大会等の共催、協力等

第7節 ボランティア活動の推進



ボランティア活動は、本来、意思さえあれば誰にでもできるものであるが、その活動に必要な知識・技術を習得するための学習活動であり、ボランティア活動そのものが、充実感や生きがい、自己実現につながる大切な学習活動でもある。また、それまで学び続けた成果を生かす機会ともなる。

(現状と課題)

- 社会環境の変化や社会ニーズの多様化などにより、地域コミュニティにおける人間関係が希薄化し、地域の抱える課題も複雑化しており、地域住民一人ひとりが地域に貢献していることを実感できる社会参加の機会を更に拡大することが課題である。また、地域住民がお互いに支え助け合う共生社会の実現に向けて地域ボランティアの養成を推進する必要がある。
- 行政ニーズの多様化や相互相扶助機能の低下などを背景に、ボランティアの役割がより一層重要となっており、ボランティア活動の円滑化や活性化を図るための人材の育成・確保が求められている。

(施策の方向と主な取組)

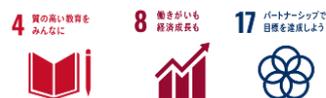
- ① 地域ボランティア等の育成・確保
 - 複雑化、多様化する地域の課題解決のため、地域ボランティアやボランティアコーディネーター等の地域づくりを支える担い手の育成・確保に取り組む。
 - ◆地域ボランティアの養成
 - ◆ボランティアコーディネーターの養成
 - ◆図書館ボランティアの養成
- ② 地域ボランティアの活動支援
 - 県民や地域組織等の多様な主体による様々な活動の円滑化を図るため、沖縄県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会に設置されているボランティアセンターの機能充実を図るとともに、公民館等での地域活動の定着等に取り組む。
 - ◆市町村ボランティアセンターへの支援
 - ◆ボランティア・NPO 活動の支援
 - ◆福祉教育・ボランティア学習の推進
- ③ 学校支援ボランティアの活動支援
 - 学校の教育活動についての地域の教育力を生かすため、保護者、地域人材や団体、企業等がボランティアとして学校をサポートする取組を支援する。

- ◆登下校の見守りや学校行事、授業等の学習支援への参加促進
- ◆体験活動や学習指導をととした放課後の居場所づくりの参加促進

④ 持続的な環境保全活動を担うボランティアの育成

海洋ごみや外来種対策など地域が抱える環境問題に対し、市町村等と地域連携・協働により問題解決を促すコーディネーターとなる団体・組織等の育成と連携・支援に取り組む。また、地域課題に対するニーズとボランティアとのマッチングに係る実施状況を踏まえた環境ボランティアセンターの設置の検討に取り組む。

- ◆環境ボランティアマッチングの促進
- ◆海浜清掃活動の促進



第8節 職業に関連した学習機会の提供

職業に関連した様々な学習機会の提供は、職業的自立を促すとともに、地域の魅力を再発見することにも役立ち、県民にとって豊かな文化生活を営む上で有意義である。

(現状と課題)

- 本県においては、若年者の失業率や離職率が高いなど、社会的・職業的自立に向けて様々な課題が見られることから、キャリア教育を充実させ、学校生活と社会生活や職業生活を関連付けることが重要であり、産学官連携の下、就学時から職業観の醸成に向けた取組が必要である。
- 産業教育においては、科学技術の進展、グローバル化、産業構造の変化に伴い、必要とされる専門的な知識・技術も変化するとともに高度化しており、これらへの対応が課題となっているため、外部人材の活用や地域企業との連携を図る必要がある。

(施策の方向と主な取組)

- ① 若年者の就業意識啓発等の推進

児童生徒に対する職業意識の向上については、県内企業や経済団体等の関係機関と連携しながら、県内産業の理解促進を図るとともに、学校や地域における就業意識啓発等の取組が効果的に行われるよう、教職員や保護者等関係者への情報提供等に取り組む。さらに、学生等がアルバイトや就職活動を行うに当たり、労働者の権利等を学ぶ労働法教育は非常に重要であることから、働く上で必要な社会保障制度及び労働関係法令などの基礎的知識の普及に取り組む。

- ◆児童生徒に対する産業理解の促進
- ◆学校から職業生活への円滑な移行と早期離職の防止
- ◆生徒、学生への社会保障制度・労働関係法令などの基礎的知識の普及
- ◆キャリア教育の充実及び職場体験、就業体験の実施

② 産業教育の推進

将来の地域産業界を担う人材を育成するため、産業界、専門高校、高等教育機関、行政が連携した体制を整備し、教育内容の改善及び専門教科の充実等により産業教育の推進に取り組む。

- ◆産業界、専門高校、高等教育機関、行政が連携した体制の構築
- ◆産業界と連携した講師派遣や長期インターンシップ等の実施

③ 学び直しの機会の創出

産学連携の下、大学、大学院、専修学校等においてキャリアアップ・キャリアチェンジに資するリカレントプログラムの開発・展開を促進し、一人ひとりのキャリア選択に応じた学びを提供できる環境の創出を促進するとともに、企業に勤める人のみならず、子育て世代の女性や高齢者等の多様なニーズに対応する学び直しの機会創出に取り組む。

- ◆働きながら学べる機会の提供
- ◆リカレントプログラムの開発・展開の促進

第2章 学びを高めるつながりづくり

地域における人間関係の希薄化や家族形態の変容など、社会が大きく変化する中で、地域の教育力の向上を図るためには、学校と地域、その他の多様な主体が連携・協働し、地域全体でつながりづくりを進めていくことが求められている。

第1節 多様な主体との連携・協働の推進



地域には、様々な課題があり、住民の学習ニーズも多様なため、専門的な知識・技術をもつ高等教育機関やNPO、企業等との連携をより一層広げることが重要である。

(現状と課題)

- 学びを高めるつながりづくりに関しては、社会教育担当部局のみならず他の部局においてもそれぞれの課題に応じた様々な学習機会が提供されてい

る。また、NPO等の新たな団体の数も年々増加している。さらに企業においてもCSR（企業の社会的責任）活動として教育分野を含む多彩な地域貢献活動が各地で行われている。

- 中央教育審議会の答申*6において、ネットワーク型行政の一層の推進に取り組むことが指摘されており、社会教育関係団体、企業、NPO、学校等の多様な主体との連携の強化が求められている。

（施策の方向と主な取組）

① 連携・協働による新たな生涯学習推進体制の構築

組織レベルの連携・協働を通じて、これまで社会教育に関わりがなかったものの、地域づくりに熱意を持って取り組んできた様々な分野の人材を積極的に活用していく。また、社会教育の強みである、学びを通じた人づくりやつながりづくりの視点を、首長部局をはじめとする様々な主体の活動へ積極的に組み込んでいく。

- ◆ 関連部局及び関係機関との更なる連携・協働
- ◆ 生涯学習推進組織の活性化

② 持続可能な地域づくりを担う人材の育成・確保

持続可能な地域社会の構築に向けては、地域社会の絆を深め、地域に根ざしたコミュニティの活性化を図る必要があることから、地域社会や産学官民が連携して、地域づくりを担える人材マネジメントプログラムを構築するとともに、地域の資源を生かし活性化を主導できるマネジメント及びコーディネート能力の高い人材の育成・確保に取り組む。

- ◆ 地域人材の掘り起こしやネットワークづくり

③ 地域の活力を高める多様な連携と協働の取組の推進

県と企業・NPO等との間で、様々な分野において包括的連携協定の締結を促進し、地域の更なる活性化に取り組むとともに、SDGsの達成や地域課題の解決に資する取組を促進するため、多様な主体が参画し、様々な取組につなげていく枠組みの構築を図る。

- ◆ NPO等との協働の取組に係る情報発信
- ◆ 講演会や研修会の開催
- ◆ 「おきなわSDGsプラットフォーム」の創設による多様な連携と協働の促進

*6 中央教育審議会の答申 「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について（答申）」（平成10年9月）、中央教育審議会「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～（答申）」（平成20年12月）

④ 環境保全等に携わる連携・協働ネットワークの構築

県内の環境教育・環境保全活動に携わる県民、事業者、NPO、研究機関、行政が一体となった産学官の連携・協働ネットワークを構築し、各主体の情報交換や相互交流の場の創出に取り組む。

◆連携・協働ネットワークづくりの推進

第2節 学校・家庭・地域の連携・協働の推進



これからの学校と地域の目指す連携・協働の姿として、「地域とともにある学校への転換」「子どもも大人も学び合い育ち合う教育体制の構築」「学校を核とした地域づくりの推進」が求められている。これはこれまでの学校支援の在り方から一步踏み出し、双方向で地域とともに子どもたちを育むこと、子どもも大人も学び合い育ち合うこと、その結果として学校を核とした地域づくりが進展することが期待されている。

また、地域と学校が協力することで、児童生徒は様々な年齢層や所属の異なる人々とコミュニケーションをとる機会が得られ、自分たちが住んでいる地域の課題を認識するきっかけとなり、非認知能力の育成にもつながると期待される。

(現状と課題)

- 近年、子どもを取り巻く環境が大きく変化しており、未来を担う子どもたちを健やかに育むためには、学校、家庭及び地域住民等がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で教育に取り組む体制づくりを進める必要がある。
- 地域と学校が連携・協働した地域活動を推進するため、住民の地域活動の現状、ニーズの把握に取り組むとともに、地域と学校をつなぐ役割を担う地域コーディネーターと地域連携担当教員等の関係強化を図る必要がある。

(施策の方向と主な取組)

① 学校・家庭・地域の連携・協働

「地域の子は地域で守り育てる」ことを基本姿勢に、子どもの拠り所となる居場所づくりをはじめ、幅広い地域住民等の参画により、学校、家庭、地域が連携・協働し、一体となって子どもを育てる体制づくりの構築に取り組む。また、学校と協働で実施する学習支援をはじめ様々な活動への支援をとおして、地域の教育力向上に取り組む。

- ◆放課後や週末等の児童生徒の安全・安心な活動拠点支援
- ◆地域学校協働活動の推進
- ◆地域コーディネーターの育成

② コミュニティ・スクールとの一体的な推進

「地域とともにある学校」に転換するための仕組みとしてのコミュニティ・スクールと、社会教育体制としての地域学校協働本部が相互に補完し、高め合う存在として、相乗効果を発揮していくことが必要である。

「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」と「地域学校協働活動」を一体的に推進する。

◆コミュニティ・スクール導入の推進

◆好事例の収集・情報提供

第3章 学びを生かした地域づくり

学習成果を地域社会に還元する「学びの循環」による持続可能な社会の構築をめざすためには、住民が主体的に学び、地域活動へ参画することが重要である。

第1節 地域を核とした連携による「地域コミュニティづくり」



地域づくりは、生涯学習の振興と関連が強く、生涯学習社会を形成する上で、極めて大きな意味を持っている。地域住民が学習活動を通じて絆を形成し、コミュニティへの参画や地域の課題解決を図っていくことの重要性が増している。

（現状と課題）

- 少子高齢化や核家族化の進行など、社会情勢が大きく変化するとともに、人々の価値観が多様化する中で、地域における住民同士の連帯意識も薄れ、生活の場となる地域社会に対する関心が低下してきていることから、地域の伝統文化や行事、スポーツ等、地域の様々な世代が楽しみながら交流する機会を通し、地域の一員としての意識や愛着を育むとともに地域づくりへとつなげていくことが重要である。

（施策の方向と主な取組）

① 地域づくりにつなげる学習機会の充実

人々が、自発的に地域づくりに参画する契機となるような、様々な学習機会を提供するとともに、地域づくりにつながる、住民の自発的な学習活動を支援し、これらの活動を支える人材育成に努める。また、社会教育のあり方を常に見直し、その充実を図っていく。

- ◆地域づくりの担い手となる人材の育成
- ◆「地域の子は地域で守り育てる」気運の醸成
- ◆社会教育施設を活用した地域づくりの担い手支援及び育成

② 公民館等を活動の拠点とした「地域コミュニティづくり」の推進

公民館等を拠点に、関係部局や関係機関(民間事業者、NPO 等)が連携・協働しつつ、地域の課題解決に向けた講座等の学習や地域活動の支援等を地域コミュニティの形成につなげていく活動を推進する。

- ◆関係職員の資質向上研修等の実施
- ◆自治公民館、自治会等の地域活動への支援

第2節 学びの成果を生かす取組の推進



豊かな地域づくりを進めるためには、地域住民が学習成果を活用し、積極的に地域活動に参画し、連帯感を育みながら地域の課題に取り組む必要がある。このため、活躍できる環境を整備し、学びの成果を生かす仕組み作りが必要である。

(現状と課題)

- 沖縄県教育委員会では、県民の学習ニーズに応える学習機会の充実を図るため、おきなわ県民カレッジを開設するなど、県民に学習情報及び学習機会を提供している。また、多様な生涯学習により得られた学習の成果として、希望する者に対し、奨励賞を授与している。
- 学習の成果を適正に評価することにより、学習者の意欲を高めること、また、学習者の評価のみにとどまらず、学習者が学んだ成果を地域づくり等に生かしていく取組の検討が必要である。

(施策の方向と主な取組)

① 学習成果の適正な評価

国、県、市町村及び高等教育機関、各種関係機関等で実施している生涯学習に関する講座等を体系化し、県民に学習情報及び学習機会を広域的・効果的に提供するとともに、学習成果を適正に評価し、学習意欲の向上に取り組む。

- ◆ウェブサイト「まなびネットおきなわ」を活用した情報提供
- ◆おきなわ県民カレッジ奨励賞の授与

② 地域人材等の活用の仕組みづくり

おきなわ県民カレッジ奨励賞の授与を受けた学習者のうち、希望する者については人材登録を行い、指導者として活用できる体制を整える。

◆地域活動への参加提案

第3節 人と自然が共生するまちづくり



本県は、豊かな自然環境と風土・伝統に根ざした文化を有している。これらの資源は、人々を魅了し引きつける産業資源であるとともに、世界的にも貴重な自然を次世代に継承していく学習資源でもある。

このため、人と自然が共生する潤いのある地域社会の実現を目指し、環境保全等に対する県民意識の啓発・普及とあわせ、自然環境に親しむ多様な学習機会の提供を図ることが重要である。

(現状と課題)

- 本県の豊かな自然環境を守り、劣化させることなく次世代に引き継いでいくため、県民一人ひとりの自発的な行動を促すための取組や環境保全に関する県民参画の仕組みを構築する必要がある。
- 生物多様性の保全については、本県は亜熱帯海洋性気候の下、貴重な野生生物が数多く生息しているが、本土復帰後の社会資本整備等により多くの自然環境が損なわれ、沖縄の生物多様性が失われていくことが危惧されている。
- 本県の狭隘な島しょ性による環境負荷に対して脆弱であるという条件不利性の克服や、自然環境の保全と経済の発展の両立及び島しょ地域の特性を踏まえた持続可能な循環型社会の構築の必要性を周知する必要がある。

(施策の方向と主な取組)

① 県民参画の推進

「生物多様性保全利用指針 OKINAWA」や「レッドデータおきなわ」など、県が策定した指針や調査結果を積極的に公開し、県民が容易にアクセスできるよう取り組むことで、県民参画を促し、自然環境の保全等に関する計画づくりを推進する。また、県内企業・団体・個人による環境保全活動の促進及びボランティア支援を推進するとともに、生物多様性の保全をはじめとする社会課題解決に多くの県民が参画できる仕組みの構築に取り組む。

- ◆県が策定した生物多様性に係る指針や調査結果等の情報の公開
- ◆県民参画の仕組みづくり

② 環境保全に対する意欲の醸成

環境保全活動の啓発に向けて、広く県民を対象とした「おきなわ環境教育プログラム集」の普及・活用等を推進するとともに、学校教育においては、自然環境に親しむための体験学習や総合学習等をとおして、次代を担う子どもたちの環境保全に対する意欲の醸成に取り組む。さらに、ごみのポイ捨て・不法投棄の防止、海浜の節度ある利用等について、広く県民の環境保全に対する意欲の醸成に取り組む。

◆出前講座等による環境保全活動の促進

◆環境美化に関する県民意識向上のための普及啓発活動等の実施

◆県民や観光客への生物多様性の保全やマナー・ルールの啓発

第4節 歴史・文化を生かしたまちづくり



人々が心豊かで潤いのある生活を送るためには、文化的な要素が一層重要である。

そのため、郷土の歴史や文化に触れ、地域住民自らも文化活動に参加し学習することにより、地域の活性化につながるまちづくりを推進する必要がある。

（現状と課題）

- 各地域、各島々に伝わる祭事等の伝統行事を始め伝統的な生活文化が徐々に失われてきており、特に離島や過疎地域においては、人口の減少に伴い祭りの簡素化や後継者不足など、沖縄文化を体感できる環境が減少してきているため、これら伝統行事等の伝承・復元等に向けて取り組む必要がある。
- 良好な景観創出のための仕組みづくりについては、市町村や地域住民が方向性を共有し、主体的に参画できる仕組みの構築が必要である
- 景観を形成する古民家、集落は都市化や老朽化などで失われつつあるため、古民家等の保全に向けた技術者の育成等が必要である。

（施策の方向と主な取組）

① 文化資源を活用した地域づくり

地域の歴史、伝統的風習、伝統行事等に対する住民の愛着心を醸成し、地域外との交流を通じた地域文化の掘り起こしに加え、県内各地で開催されている伝統芸能や地域行事の積極的な発信に取り組む。また、地域に伝承するエイサー等の伝統行事や地域の食文化など、地域の個性豊かな文化資源の特性に応じたまちづくりに資する取組を推進する。

◆「琉球歴史文化の日」の周知啓発

- ◆地域文化の掘り起こし、県内各地の伝統芸能や地域行事の積極的な発信
- ◆文化資源を活用した観光体験プログラムの構築・実施
- ◆琉球料理人伝承人派遣事業(出前講座の実施)
- ◆文化発信交流拠点の充実

② 沖縄固有の景観・風景・風土を重視した魅力的な景観形成

風景づくりの主体である市町村の景観行政団体への移行促進や地域住民が主導的役割を担う風景づくりの推進体制の構築を促進する。さらに、沖縄らしい風景づくりや景観形成に向けて、風景・まちなみの再生を先導し専門的な知識を有する人材の育成に取り組む。

- ◆景観形成に係る専門家及び地域人材の育成
- ◆古民家の保全・継承に関する情報提供

第5節 福祉と安全のまちづくり



障害のある人や高齢者も含めたすべての人々が、住み慣れた地域で、生き生きと暮らしていくためには、お互いの理解・関心を深めるとともに、「自分の安全は自分が守る(自助)」や、「地域の安全は地域で守る(共助)」といった防災・防犯意識を高めるための学びが重要である。

(現状と課題)

- 障害のある人に対する理解を深めるとともに、障害のある人の自立と社会参加を阻む様々なバリアの除去を図るなど、障害のある人もない人も誰もが活動しやすい環境づくりが必要である。
- 認知症高齢者の増加や障害のある人の地域生活への移行が進み、支援のニーズが高まっているため、よりきめ細やかで多様な権利擁護の仕組み作りが必要である。
- 人々が住み慣れた地域で、安全で安らぎのある生活を送れる地域づくりができるよう、自然災害、交通事故、犯罪、消費者問題など安全に関する学習機会の提供、住民の安全意識の向上、安全技術の習得などを図る必要がある。

(施策の方向と主な取組)

① 誰もが活躍できる地域づくり

障害を理由とする差別の解消を図るため、県民に向けた普及啓発を図るなど、障害のある人の権利擁護を推進する。また、高齢者や障害のある人等のすべての人が自由に社会参加できる地域社会を実現するため、福祉のまちづくりに寄与する事例の表彰や障害のある人への理解促進のための啓発活動を行い、関係機関と地域社会の共通理解と協力体制の整備等に取り

組む。

- ◆認知症の人を支えるネットワークの構築や地域づくり
- ◆福祉のまちづくりに寄与する事例の表彰
- ◆障害者への理解促進のための啓発活動

② 安全・安心に暮らせる地域づくり

犯罪情勢に即した県民への情報提供及び啓発活動のほか、自主防犯ボランティア団体への支援や関係機関と連携した防犯ネットワークの整備など犯罪の抑止活動に取り組む。また、関係機関やボランティア等と連携した交通安全教育や交通安全活動を推進するとともに、飲酒運転根絶を図るため、「沖縄県飲酒運転根絶条例」に基づき、各季の交通安全運動における飲酒運転防止に向けた広報啓発など、県民一体となった各種対策に取り組む。

- ◆防犯ボランティア団体への支援
- ◆交通安全対策・飲酒運転根絶対策事業の実施

③ 消費者教育の推進

複雑化かつ多様化する消費者被害については、被害相談窓口の機能強化、県民への啓発等を推進するとともに、消費者被害に遭わないように自主的かつ合理的に行動できる「うちなー消費者」*7の育成など消費者教育を推進する。

- ◆学校における消費者教育に関する啓発活動や情報提供、資料提供の実施
- ◆消費者教育講座の実施
- ◆各種広報媒体を活用した消費生活に関する情報提供

④ 地域防災力の向上

地域における防災力の強化するため、県民の防災意識の向上及び防災教育を推進し、自主防衛組織の普及拡大、消防本部及び消防団など地域防災体制の充実に取り組む。

- ◆地域防災リーダーの育成
- ◆自主防衛組織の普及・啓発

*7 うちなー消費者 令和2年3月に沖縄県が目標に定めた消費者の姿勢

- ・自主的かつ合理的意思決定に基づき行動し、被害に遭わない人
- ・価格や好みだけではなく、人や地域・社会、環境のことも考え、消費行動ができる人

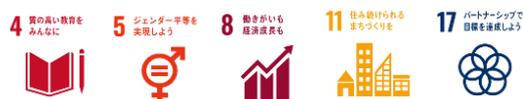
- ⑤ 公共施設等におけるユニバーサルデザイン*8の推進
人と環境に優しいまちづくりを推進するため、公共空間等におけるユニバーサルデザインの普及に取り組む。

- ◆都市公園バリアフリー化支援事業の実施
- ◆公共施設等のバリアフリー・ユニバーサルデザインの促進

- ⑥ 快適な生活環境の形成（都市公園の整備）
都市公園の整備については、利用者が安全・安心・快適に利用できるよう、自然環境の保全、温暖化防止対策としての環境緑化、緑とふれあう憩いの場の創出、レクリエーション活動の場の提供等を考慮し、適切な施設配置と効果的な空間形成に取り組む。

- ◆都市公園バリアフリー化支援事業の実施

第6節 男女共同参画の推進



県民一人ひとりが互いを尊重し、喜びや責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現するためには、引き続き男女共同参画の視点に立った意識啓発等が必要である。

（現状と課題）

- 令和2年度に実施した県民意識調査によると、男女の平等感については、「家庭生活」、「職場」、「学校教育」、「地域活動・社会教育活動」、「政治の場」「法律や制度上」、「社会通念・習慣・しきたり」、「社会全体」のすべての項目で前回（平成27年度）より平等であると感じている割合は低下しており、依然として、男女の不平等感が高い状況である。

（施策の方向）

- ① 家庭における男女共同参画の実現
- ・男女が共に家庭生活に参画するための意識改革
 - ・育児及び介護を支える環境づくり
 - ・生涯を通じた男女の健康づくりの推進

*8 ユニバーサルデザイン：「ユニバーサルデザイン」は、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいようあらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方

- ② 職場における男女共同参画の実現
 - ・多様な就業を可能にする環境の整備
 - ・雇用分野における均等な機会及び待遇の確保
 - ・農林漁業における男女共同参画の推進
 - ・ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進
 - ・女性の活躍を推進するための企業に対する支援
- ③ 地域における男女共同参画の実現
 - ・地域活動を推進するための連携・協働
 - ・生活上の困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備
 - ・市町村における男女共同参画の推進
- ④ 社会全体における男女共同参画の実現
 - ・女性の更なる政策・方針決定過程への参画の促進
 - ・ジェンダー平等や性の多様性に関する意識啓発の推進
 - ・次世代に向けた意識啓発および教育の推進
 - ・ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶

（主な取組）

- 「沖縄県男女共同参画計画～DE I G Oプラン～」の下、沖縄県男女共同参画センターを拠点として、男女共同参画社会形成に資する啓発講座や人材育成講座等を実施する。